

新潟県パートナーシップ制度

届出手続きについて

令和6年11月

新 潟 県

目次

1	新潟県パートナーシップ制度とは.....	1
2	届出をすることができる方.....	2
3	手続きの流れ（新規届出）.....	3
4	届出に必要な書類の入手・作成.....	4
	（1）届出者お二人にご提出又はご提示いただく書類.....	5
	（2）通称名の使用を希望する場合.....	7
	（3）同一生計の三親等内の親族の氏名等の記載を希望する場合.....	7
	（4）県内市町村で交付された証明書等を利用する届出.....	8
5	届出の方法（新規届出）.....	11
	（1）電子申請（オンライン申請）の場合.....	11
	（2）郵送の場合.....	14
	（3）持参の場合.....	14
6	届出受領証等の交付.....	17
	（1）届出受領証等の交付.....	17
	（2）届出時点でお二人が県外に在住している場合.....	17
	（3）届出受領証等の内容.....	18
7	届出後の変更、再交付、返還など.....	21
	（1）届出事項の変更.....	22
	（2）届出受領証等の再交付.....	23
	（3）届出受領証等の返還.....	24
	（4）パートナーが亡くなられた後、届出の事実証明が必要な場合.....	25
	（5）届出が無効となる場合.....	26
8	自治体間連携ネットワーク加入自治体との転出入.....	27
	（1）新潟県から連携自治体へ転出する場合.....	27
	（2）連携自治体から新潟県へ転入する場合.....	28
9	三親等内の親族による記載の削除の申立て.....	29
10	Q & A.....	30
11	改訂履歴.....	34

1 新潟県パートナーシップ制度とは

「新潟県パートナーシップ制度」は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップ関係にあることについて県へ届出を行い、県は届出受領証等を交付して、届出があったことを証明する制度です。

法律行為の婚姻とは異なり、パートナーとの関係に法的な効果が生じることはありませんが、この制度の導入により、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつながっていきます。

※本制度での用語の定義

- 性的マイノリティ：性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性に限らない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時に判定された性と一致しない者のこと
- パートナーシップ関係：双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のこと

○新潟県パートナーシップ届出受領証明書 (見本)

様式第4号（第10条関係）三親等内の親族の氏名等を記載する場合
(表面)

新潟県パートナーシップ届出受領証明書

届出者氏名及び生年月日

(年 月 日生) (年 月 日生)

生計を一にする三親等内の親族の氏名及び生年月日

(年 月 日生) (年 月 日生)

(年 月 日生) (年 月 日生)

届出日
____年 ____月 ____日

交付番号
第 _____号

新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、
以上のとおり届出者両名がパートナーシップ関係にある旨の
届出を受領しました。

____年 ____月 ____日

新潟県知事 公印

○携帯用カード（見本） (表面)

新潟県パートナーシップ届出受領証明書
携帯用カード
新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受領しました。

届出者 _____ 届出者 _____
(____年 ____月 ____日生) (____年 ____月 ____日生)

届出日 ____年 ____月 ____日
交付番号 第 ____号

交付日 ____年 ____月 ____日 新潟県知事 印

(裏面)

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことに合意したお二人からの届出が新潟県が受領したことを証明するものです。
提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。
また、個人情報をご本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】
生計を一にする三親等内の親族の氏名
三親等内の親族の氏名 _____ (____年 ____月 ____日生)
三親等内の親族の氏名 _____ (____年 ____月 ____日生)
三親等内の親族の氏名 _____ (____年 ____月 ____日生)
三親等内の親族の氏名 _____ (____年 ____月 ____日生)

【問合せ先】

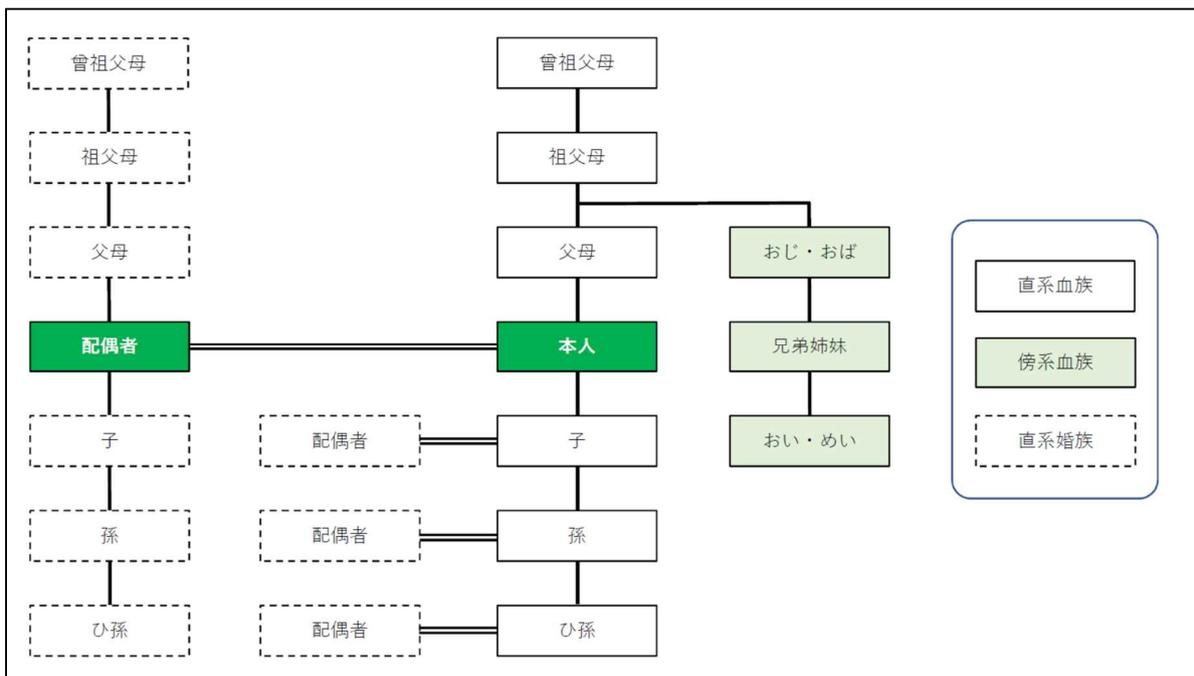
2 届出をすることができる方

パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる方（届出対象者）は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

〈要件〉

- ① 双方又はいずれか一方が新潟県内に住所を有すること。（届出の日から3か月以内に新潟県内への転入予定の場合を含む。）
- ② 双方がともに成年（満18歳）に達していること。
- ③ 双方がともに届け出るパートナー以外の方と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしておらず、かつ、別の方とパートナーシップ関係にないこと。
- ④ 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。（ただし、届出対象者の双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合は、届け出ることができます。）

《参考》民法が規定する婚姻できない親族関係
（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲）



3 手続きの流れ（新規届出）

①お互いの意思の確認 【参照：1、2ページ】

お互いにパートナーシップ関係にあること、届出をすることができる方の要件を満たすことを確認してください。

②届出に必要な書類の入手・作成 【参照：4～10ページ】

- 届出に必要な書類は、お二人がそれぞれご用意ください。
 - 住民票の写し等の必要書類の発行手数料や、届出書等を提出する場合の郵送料、手続きに係るご自身の通話料、通信料、交通費等は、届出者の自己負担となります。
 - 郵送又は持参による届出の場合、届出書等の様式は、県のホームページから入手し、印刷して、ご自身で記入してください。
- 性別不合などの事情により通称名の使用を希望する場合、届出受領証等に通称名を記載することができます。（任意）
- 届出受領証等に、生計を同一とする三親等内の親族の氏名及び生年月日を記載することができます。（任意）
- 県内市町村のパートナーシップ制度で交付された証明書等をお持ちの方は、一部の提出書類を省略して届出することができます。（所定の要件あり）

③届出の方法 【参照：11～16ページ】

- 届出は、次のいずれかの方法で行ってください。
 - ・ **電子申請**・・・新潟県電子申請システムによるオンライン申請
 - ・ **郵送**・・・届出書及び添付書類を簡易書留等で送付
 - ・ **持参**・・・新潟県庁へ持参して対面での届出（※事前予約が必要）
- 提出された書類や内容等の個人情報 は 厳重に管理します。

④届出受領証等の交付 【参照：17～20ページ】

- 不備のない届出を受理してから、原則10日以内（土日、祝日、年末年始を除く。）に届出受領証等を交付します。
- 届出受領証等は、原則として「本人限定受取」により郵送します。受取の際には、本人確認書類の提示が必要となります。

4 届出に必要な書類の入手・作成

新規届出にあたっては、届出書のほか、本人確認書類などの提出又は提示が必要となります。

(1) 届出者お二人にご提出又はご提示いただく書類 参照：5ページ	電子申請	郵送	持参
新潟県パートナーシップ届出書（様式第1号）	入力	○	○
住所が確認できる書類	画像	○	○
婚姻をしていないこと等を証明する書類	画像	○	○
本人確認書類	画像	○	提示
本人確認書類とは別の顔写真	画像	○	不要
(2) 通称名の使用を希望する場合にご提出いただく書類 参照：7ページ	電子申請	郵送	持参
社会生活において通称名を使用していることが確認できる書類	画像	○	○
(3) 同一生計の三親等内の親族の氏名等の記載を希望する場合にご提出いただく書類 参照：7ページ	電子申請	郵送	持参
親族に関する届出書（様式第2号）	入力	○	○
親族の届出に関する同意書（様式第3号）	画像	○	○
届出者と同一生計の三親等内の親族であることを確認できる書類	画像	○	○

● 県内市町村のパートナーシップ制度で交付された証明書等をお持ちの方へ

参照：8ページ

- 県内市町村が交付した宣誓受領証明書等をお持ちの方が、県へ新規届出をする場合、市町村が交付した証明書等の写しを提出することで、一部の添付書類を省略して届出をすることができます。（※所定の要件に該当する場合に限りです。）

《様式の入手方法》

- 郵送又は持参による届出の場合、届出様式は下記のウェブサイト（新潟県パートナーシップ制度）からダウンロードし、A4判の用紙に印刷して、ご自身で記入してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/partnership-home.html>

- 県のホームページから入手できない場合は、必要な様式を電子メールや郵送でお送りしますので、担当窓口へご連絡ください。

【担当窓口】新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室

電話 025-280-5787 FAX 025-280-5507

電子メール ngt000160@pref.niigata.lg.jp

(1) 届出者お二人にご提出又はご提示いただく書類

① 新潟県パートナーシップ届出書（様式第1号）

- 様式への記入は、Word ファイルにより行っても構いませんが、ご自身の氏名欄は自筆でお願いします。
- やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等を自署してください。
- 電子申請の場合、お二人それぞれが届出事項をフォームに入力していただきます。

② 住所が確認できる書類

- 住民票の写し（住民票記載事項証明書）（マイナンバーの記載のないもの）
- 3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 住民票の写しには、本籍地・筆頭者、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- 住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日及び住所が記載されたものとしてください。

③ 婚姻していないこと等を証明する書類

- 独身証明書又は戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）等
- 3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。
- 独身証明書は、民法第732条（重婚の禁止）規定に抵触しないことを証明する書類で、本籍地の市区町村で取得できます。
- 外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。

本籍、個人番号（マイナンバー）など、届出に不要な個人情報は、マジック等で黒塗りして提出してください。

④ 本人確認書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。（有効期間内のものに限る）
- 上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上）の提出が必要です。
- 持参して届出する場合は原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

《1点の写しの提出で足りるもの（例）》 ※持参の場合は原本を提示

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面
※裏面に記載されている個人番号は不要です。表面のみご提出ください。
- 旅券（パスポート）
- 運転免許証
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- 官公署が発行した身分証明証（顔写真付き）

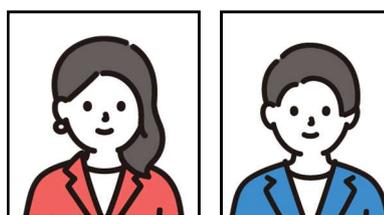
《2点以上の写しの提出が必要なもの（例）》 ※持参の場合は原本を提示

- 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 顔写真のない住民基本台帳カード
- ※ 学生証、法人が発行した身分証明書（写真付き）
※印の書類のみ2点以上あっても確認できません。

⑤ 本人の顔写真

- 本人確認書類との突合に使用します。お二人がそれぞれ1枚ずつ提出してください。（※持参して届け出る場合は不要です。）
- 上記④の本人確認書類とは別の届出者本人の顔写真としてください。
- 3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明に分かるものをご提出してください。（ご自身で撮影・印刷された写真でも結構です。）

《本人の顔写真のイメージ》



(2) 通称名の使用を希望する場合

- 性別不合などの事情により、通称名の使用を希望される場合は、社会生活において日常的に通称名を使用していることが確認できる書類を提出することで、届出受領証等に通称名を記載することができます。
- この場合、通称名を届出受領証等の表面に、戸籍上の氏名を届出受領証明書等の裏面へ記載します。

《必要書類の例》

- ・ 通称名が記載された顔写真付きの社員証（学生証）の写し
- ・ 通称名が記載された国民健康保険の被保険者証の写し など

(3) 同一生計の三親等内の親族の氏名等の記載を希望する場合

希望により、生計を同一とする三親等内の親族の氏名及び生年月日を届出受領証等に記載することができます。

(必要書類)

① 親族に関する届出書（様式第2号）

- 生計を一にする三親等内の親族に限ります。（※お子様については、実子のほか養子も含まれます。）
- 様式への記入はWordファイルにより行っても構いません。
- 電子申請の場合、届出者ご本人の親族のみ入力し、パートナーシップ関係の相手方の親族については、相手方から入力していただきます。

② 親族の届出に関する同意書（様式第3号）

- 届出受領証に記載される親族の本人の自署による同意書を提出してください。制度についてご理解を得たうえで同意をお願いします。
- 当該三親等内の親族が届出日において15歳未満の場合、親権者又は未成年後見人の同意が必要です。
(※ただし、当該親族が15歳未満の実子又は養子であるときは同意書の提出は不要です。)

③ 届出者と同一生計の三親等内の親族であることを確認できる書類

《届出者と当該親族が同一世帯である場合》

- 届出者及び当該親族がともに記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）

※5ページの「(1)届出者お二人にご提出いただく書類」で提出した書類の記載内容から、親族との関係を確認できる場合は、提出不要です。

《住民票で、生計同一や続柄が確認できない場合》

提出書類	提出書類の例
生計同一が確認できる書類	≪健康保険等の被扶養者になっている場合≫ ○医療保険被保険者証等の写し ≪税法上の扶養親族になっている場合≫ ○源泉徴収票の写し など
続柄（三親等内の親族であることを確認できる書類	○戸籍謄（抄）本（戸籍全部事項証明書）など ※5ページの「(1)届出者お二人にご提出又はご提示いただく書類」で提出した書類の記載内容から、親族との関係を確認できる場合は提出不要です。

※不要な個人情報はマジック等で黒塗りしてご提出ください。

(4) 県内市町村で交付された証明書等を利用する届出

- 県のパートナーシップ制度の要件と同等の要件を備える県内市町村のパートナーシップ制度で交付された証明書等（現に有効なものに限る）をお持ちの方は、パートナーシップ証明書等の写しを提出することで、一部の添付書類を省略して届出をすることができます。

（※現在、県内すべての市町村が交付する証明書等が利用可能です。）

- この届出方法は、県内市町村のパートナーシップ制度で交付された証明書等に基づき、届出者お二人がパートナーシップ関係にあることを前提として県の証明書を交付するものです。よって、県への届出時において、市町村から交付された証明書等の記載内容に変更がなく、有効な場合に限り利用できます。

【省略できる書類】

- ・ 独身証明書等婚姻をしていないことを証明する書類

(必要書類)

① 新潟県パートナーシップ届出書（市町村証明書所持者用）
（様式第4号）

- 様式への記入は、Word ファイルにより行っても構いませんが、ご自身の氏名欄は自筆でお願いします。
- やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等を自署してください。
- 電子申請の場合、お二人それぞれが届出事項をフォームに入力していただきます。

② 県内市町村でパートナーシップ宣誓等を行った際、当該市町村から交付された書類（宣誓書写し、証明書、携帯カード等）の写し

- 届出時点で有効なものであり、かつ記載内容が事実と相違ないこと。
- 市町村から交付されたパートナーシップ証明書等の記載内容に変更が必要な場合や、返還が必要な場合、この届出方法は利用できません。

③ 住所が確認できる書類

- 住民票の写し（住民票記載事項証明書）（マイナンバーの記載のないもの）
- 3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 住民票の写しには、本籍地・筆頭者、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- 住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日及び住所が記載されたものとしてください。

④ 本人確認書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。（有効期間内のものに限る）
- 上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上）の提出が必要です。

- 持参して届出する場合は原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

《1点の写しの提出で足りるもの(例)》 ※持参の場合は原本を提示

- 個人番号カード(マイナンバーカード)の表面
※裏面に記載されている個人番号は不要です。表面のみご提出ください。
- 旅券(パスポート)
- 運転免許証
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 官公署が発行した身分証明証(顔写真付き)

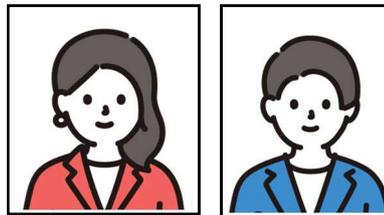
《2点以上の写しの提出が必要なもの(例)》 ※持参の場合は原本を提示

- 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 顔写真のない住民基本台帳カード
- ※ 学生証、法人が発行した身分証明書(写真付き)
※印の書類のみ2点以上あっても確認できません。

⑤ 本人の顔写真

- 本人確認書類との突合に使用します。お二人がそれぞれ1枚ずつ提出してください。(※持参して届け出る場合は不要です。)
- 上記④の本人確認書類とは別の届出者本人の顔写真としてください。
- 3か月以内に撮影した、正面、上三分身(おおむね胸から上)、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明に分かるものをご提出してください。(ご自身で撮影・印刷された写真でも結構です。)

《本人の顔写真のイメージ》



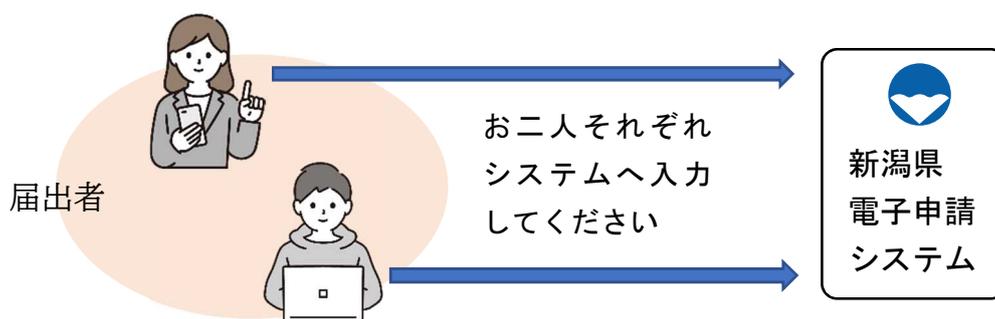
5 届出の方法（新規届出）

新規届出は、(1)電子申請、(2)郵送、(3)持参のいずれかの方法で届け出ていただきます。

(1) 電子申請（オンライン申請）の場合

- 電子申請では、届出者のお二人それぞれから届出の手続きをしていただく必要があります。**(※二人分をまとめて届出することはできません)**
- 電子申請のご利用にあたっては、パソコンやスマートフォン等の機器類をご自身の負担で準備してください。
- 必要書類等は、事前にスキャン又は写真撮影の上、画像データを作成してください。
- 不備がある場合は、メール又は電話でご連絡することがあります。

※ この手続きは、連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。
迷惑メール対策等を行っている場合には、pref-niigata@apply.e-tumo.jpからのメール受信が可能な設定にしてください。



① 新潟県電子申請システムへのアクセス

- 下記のURL又は二次元コードから、新潟県電子申請システムにアクセスしてください。



新潟県電子申請・届出の窓口

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/1192551360808.html>

【参考】新潟県ホームページからのアクセス

新潟県トップページ> 電子行政サービス> 電子申請・届出・入札> 新潟県電子申請・届出の窓口



電子行政サービス

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号: 0222559 更新日: 2022年4月8日更新

- 例規・要綱・様式
- 県報・行政資料
- 契約・支出情報
- 入札・発注・売却情報
- オープンデータ (※統計情報はこちらからご覧いただけます)
- 電子申請・届出・入札**
- ふるさと納税

電子申請・届出・入札

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号: 0214600 更新日: 2020年4月1日更新

電子申請・届出

新潟県電子申請・届出の窓口です。

電子入札

新潟県の電子入札のご案内をします。

新潟県電子申請・届出の窓口

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号: 0121890 更新日: 2024年7月2日更新

県では、県民や事業者の利便性の向上及び行政の業務効率化を図るため、県の行政手続をパソコンやスマートフォンを使ってオンラインでも申請を行うことができる電子申請・届出の取組を推進しています。

電子申請・届出の取組を進めることにより、これまで書面で行っていた手続について、窓口へ行くことなく、24時間365日いつでもパソコンやスマートフォンを使って自宅などからオンラインでも行うことができるようになります。

電子申請等の入り口

新潟県への申請等

新潟県への申請等については、下の画像をクリックし、新潟県電子申請システムを順次クリックしてください。

[新潟県 電子申請システム](#)


(この画像をクリック又はタップ)

② 「新規届出」の手続きを選択

- 検索キーワードに「新潟県パートナーシップ制度」と入力して検索し、手続き一覧から「新潟県パートナーシップ制度 01_新規届出」(※)を選択します。
※市町村証明書所持者は、「新潟県パートナーシップ制度 02_新規届出 (市町村証明書所持者用)」を選択
- 手続き申込画面で、利用者登録(※)の上、届出をしてください。
 - ・利用規約に同意の上、メールアドレスを入力し、登録すると、申込画面のURLの記載されたメールが送信されます。指定のURLにアクセスし、必要な情報を入力してください。(利用者登録せずに手続きを進めることも可能です。)

※利用者登録は、事前に、利用者ID (メールアドレス)、パスワード、氏名、住所の登録をしていただきます。

- ・登録者情報を手続きに利用することで、メールアドレス、氏名、住所の入力が簡素化されます。
- ・また、手続き (個人情報の入力) 開始前に登録メールアドレスへの到達確認ができるため、よりプライバシーに配慮された環境で利用が可能です。

③ 必要事項の入力、必要書類のアップロード

- 届出するお二人から、それぞれご自身の情報を入力していただきます。
 - ・電子申請の場合、届出の相手方 (パートナー) の情報は、相手方から入力していただきます。
- 入力項目は、新潟県パートナーシップ届出書 (様式第1号) と同じ内容です。
- 必要書類はスキャン又は写真撮影の上、事前に画像データを作成してください。
 - ・記載内容が確認できる鮮明なものとしてください。
 - ・画像編集ソフトで加工された画像はご利用できません。
 - ・ファイル形式は次のいずれかの形式としてください。
pdf jpg jpeg gif png
 - ・ファイルのサイズは、届出全体で100MB以内としてください。

《届出受領証等に、生計同一の三親等内の親族の記載を希望する場合》

- 新規届出の手続きに加え、手続き一覧から「新潟県パートナーシップ制度 03 親族に関する届出」を選択して、届出事項の入力や必要書類のアップロード等をお願いします。
- 入力項目は、親族に関する届出書 (様式第2号) と同じ内容です。
- 生計同一の三親等内の親族に関する届出フォームへの入力及び必要書類のアップロードは、ご自身の親族のみとします。(電子申請の場合、パートナーの方の親族については、パートナーの方が入力等の手続きを行ってください。)

(2) 郵送の場合

- 届出書に必要書類（参照：4ページ）を添えて、県へ提出してください。
届出に係る郵送料等は、ご自身で負担していただく必要があります。
- 不備がある場合は、メール又は電話でご連絡することがあります。
- 下記の提出先に、**簡易書留**など配達（受け取り）が記録される方法で送付してください。

《書類の提出先》

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室

※封筒の表面に、「**届出書類在中**」と朱書きしてください。

(3) 持参の場合

電子申請又は電話による事前予約の後、予定された日時に、お二人揃って新潟県庁で届出を行う方法です。

① 事前予約

- 持参による届出先は、新潟県庁（新潟市中央区）となります。
- 会場手配などの都合上、届出希望日から原則として7日前（土日、祝日、年末年始を除く）までに、電子申請又は電話にて事前予約をしてください。
- 持参での届出の受付は、開庁日（祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日）の午前9時から午後4時まで（12時から13時までを除く。）です。
- 希望の日時で調整できない場合は、再調整させていただくことがあります。
※担当者不在の場合は、折り返しの対応となります。
- 事前予約は、届出者のうちお一人からの連絡で手続きできますが、届出当日は、届出者お二人が揃ってお越しください。

《事前予約でお伺いすること》

- 届出に係るお二人の氏名
- 届出者お二人のうち、どちらか1名の電話番号（日中に連絡がつくもの）（※電子申請の方は電話番号とメールアドレス）
- 届出の希望日時（第三希望までご用意ください）

《電子申請での事前予約》

- 下記のURL又は二次元コードから、新潟県電子申請システムにアクセスしてください。(参照：12ページ)
- ※電子申請で事前予約を行う場合、pref-niigata@apply.e-tumo.jpからのメール受信が可能な設定にしてください。



新潟県電子申請・届出の窓口

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/1192551360808.html>

- 検索キーワードに「新潟県パートナーシップ制度」と入力し、手続き一覧から「新潟県パートナーシップ制度 04_事前予約」を選択します。
- 手続き申込画面で、利用者登録(※)の上、届出をしてください。
 - ・利用規約に同意の上、メールアドレスを入力し登録すると、申込画面のURLを記載されたメールが送信されます。指定のURLにアクセスし、必要な情報を入力してください。
 - ・なお、利用者登録せずに手続きを進めることも可能です。

※利用者登録は、事前に、利用者ID（メールアドレス）、パスワード、氏名、住所の登録をしていただきます。

- ・登録者情報を手続きに利用することで、メールアドレス、氏名、住所の入力が簡素化されます。
- ・手続き（個人情報を入力）開始前に登録メールアドレスへの到達確認ができるため、よりプライバシーに配慮された環境で利用が可能です。

- 希望する来訪日時を第三希望まで入力してください。
- 届出の日時、会場となる会議室などについて、折り返しメールでご連絡します。

《電話での事前予約》

- 下記の連絡先に、希望する来訪日時等をお伝えください。
- 担当者が不在の場合は、折り返しの対応となります。

電話番号 025-280-5787
新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室
受付時間 開庁日（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日）の
午前9時から午後4時まで

※持参による届出先は、新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）です。

② 所定の日時に持参（新潟県庁）

- 事前予約により定まった日時に、届出をするお二人でお越しください。
- 届出書類、提出が必要な書類、本人確認書類を忘れずに持参してください。

《会場案内図》

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁



(参考) 新潟県ホームページ 交通案内・施設案内

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyotsu/shisetsu.html>

6 届出受領証等の交付

(1) 届出受領証等の交付

- 不備のない届出を受理してから、原則として10日以内（土日、祝日、年末年始を除く）に「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」及び「新潟県パートナーシップ届出受領証携帯用カード」（この2種類の書類を「届出受領証等」といいます。）を届出者あてに郵送します。
- 原則として「本人限定受取」により送付します。受取の際には本人確認書類の提示が必要となります。

(2) 届出時点でお二人が県外に在住している場合

- 届出時点でお二人とも県外に在住し、今後、双方又はいずれか一方が3か月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めること）を予定している場合は、届出受領証等の代わりに「転入予定者受付票」（様式第7号）を代表者に1部交付します。
- その後、県内へ転入した際、交付した「転入予定者受付票」に県内への転入を証する住民票の写しを添付して、下記に提出してください。（郵送又は持参）
- この提出は、届出をした日から3か月以内に行ってください。「転入予定者受付票」と引き換えに、届出受領証等を交付します。

書類の提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室

※封筒の表面に、「**届出書類在中**」と朱書きしてください。

※**簡易書留**など配達（受け取り）が記録される方法で送付してください。

(3) 届出受領証等の内容

お二人からパートナーシップ関係にあることの届出があったことを証明するため、県から「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」と「新潟県パートナーシップ届出受領証明書携帯用カード」の2種類の書類を交付します。

① 新潟県パートナーシップ届出受領証明書（様式第5号）

届出者のお二人に対して1通交付します。

見本（A4型 表面）

新潟県パートナーシップ届出受領証明書

届出されたお二人の氏名、生年月日が記載されます。

届出者氏名及び生年月日

(年 月 日生) (年 月 日生)

生計を一にする三親等内の親族の氏名及び生年月日

(年 月 日生) (年 月 日生)

(記載を希望した場合)
生計を一にする三親等内の親族の氏名、生年月日が記載されます。

届出日

年 月 日

届出された年月日が記載されます。
電子申請の場合、お二人とも入力完了した日となります。

交付番号

第 号

新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、
以上のお二人がパートナーシップ関係にある旨の届出を受領しました。

年 月 日

新潟県知事

公印

届出受領証明書の交付年月日が記載されます。

見本（裏面）

「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」の提示を受けた皆様へ

新潟県では、新潟県パートナーシップ制度の導入により、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深め、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

この「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことに合意したお二人からの届出を新潟県が受領したことを証明するものです。提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、表面に記載されている本制度を利用されている方の個人情報は、本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】

【問合せ先】

（記載例）

○通称名を使用する場合、戸籍上の氏名が記載されます。

・通称名を使用（戸籍上の氏名は●● ●●）

○再交付した場合、再交付年月日が記載されます。

備考

- 1 大きさは、A4（日本産業規格A列4番）とする。
- 2 背景には適宜意匠を加えるものとする。
- 3 問合せ先には、県の担当課名等を記載する。
- 4 特記事項には、通称名を使用している者の戸籍上の氏名、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

② 新潟県パートナーシップ届出受領証明書携帯用カード（様式第6号）

届出者のお二人それぞれに1枚ずつ、合わせて2枚交付します。

（表面）

新潟県パートナーシップ届出受領証明書
携帯用カード
新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受領しました。

届出者 _____ 届出者 _____
(年 月 日生) (年 月 日生)

届出日 年 月 日
交付番号 第 _____ 号

交付日 年 月 日 新潟県知事 _____

届出されたお二人の氏名、生年月日が記載されます。

届出された年月日が記載されます。
電子申請の場合、お二人とも入力完了した日となります。

届出受領証明書の交付年月日が記載されます。

（裏面）

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことに合意したお二人からの届出を新潟県が受領したことを証明するものです。
提示を受けられた方は、その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。
また、個人情報をご本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】
生計を一にする三親等内の親族の氏名
三親等内の親族の氏名 (年 月 日生)
三親等内の親族の氏名 (年 月 日生)
三親等内の親族の氏名 (年 月 日生)
三親等内の親族の氏名 (年 月 日生)

【問合せ先】

（記載を希望した場合）
生計を一にする三親等内の親族の氏名、生年月日が記載されます。

（記載例）
○通称名を使用する場合、戸籍上の氏名が記載されます。
・通称名を使用（戸籍上の氏名は●● ●●）
○再交付した場合、再交付年月日が記載されます。
・再交付年月日 ●●年●●月●●日

7 届出後の変更、再交付、返還など

- 届出受領証等が交付された後、届出事項の変更があるときや、お二人とも新潟県内から転出されるなど要件に該当しなくなるときは、手続きをお願いします。
- 手続きは、電子申請（一部の手続きでは利用できません）、郵送又は持参で行うことができます。

① 電子申請の場合

- 下記のURL又は二次元コードから、新潟県電子申請システムにアクセスして、所定の手続きを選択してください。（参照：12ページ）



新潟県電子申請の窓口

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/1192551360808.html>

② 郵送の場合

書類の提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室

※封筒の表面に、「届出書類在中」と朱書きしてください。

※簡易書留など配達（受け取り）が記録される方法で送付してください。

③ 持参の場合

- 事前予約のうえ、新潟県庁へお越しください。

電話番号 025-280-5787
新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室
受付時間 開庁日（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日）の
午前9時から午後4時まで

※持参による届出先は、新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）です。

(1) 届出事項の変更

- 届出書等で届け出た事項に変更があった場合は、変更届を提出してください。
- この届出は電子申請、郵送又は持参で行うことができます。
ただし、届出受領証等の記載内容の変更が必要な場合、電子申請は利用できません。届出受領証等の原本を郵送又は持参で送付いただく必要があります。

《届出が必要となる事項（例）》

- ・届出者の氏名（通称名）の変更
- ・届出受領証等に記載された親族の氏名の変更、削除
- ・住所、連絡先の電話番号や電子メールアドレスの変更

- パートナーシップが解消された場合や、双方が県内に住所を有しなくなった場合などは、24ページの「(3) 届出受領証等の返還」により届出受領証等を返還してください。

(必要書類等)

① 新潟県パートナーシップ届出事項変更届（様式第9号）

- 届出内容の変更理由及び変更内容を記入してください。

② 変更内容が確認できる書類

(例) 住所が変更となった場合、住民票の写しなど

③ 届出受領証明書及び携帯用カード

- 届出受領証等の記載の変更が必要になる場合（届出者の氏名や通称名の変更、親族の氏名の変更・削除など）、必ず届出受領証等の原本を提出してください。手続き完了後、変更後の内容を記載した届出受領証等を交付します。
- 届出受領証等の記載に変更ない場合、届出受領証等の写しを提出（持参の場合は原本を提示）してください。

④ 本人確認書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。（有効期間内のものに限る。）
- 上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上）の提出が必要です。
（※6ページの「④本人確認書類」を参照してください。）
- 対面の場合、本人確認書類の原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

(2) 届出受領証等の再交付

- 紛失や毀損などの事情により届出受領証等の再交付を希望する場合は、届出が必要です。
- この届出は、電子申請、郵送又は持参で行うことができます。新しい届出受領証等を交付しますので、毀損・汚損した届出受領証等は返還してください。

（必要書類等）

① 新潟県パートナーシップ届出受領証等再交付申請書（様式第10号）

② 届出受領証明書及び携帯用カード

- 紛失等で返還できない場合を除き、届出受領証等を返還してください。
- 県は提出書類の確認後、届出受領証等を再交付します。（原則として郵送）
- 再交付後、紛失した証明書等を発見した場合は、速やかに担当課にご連絡の上、指示に従って返還してください。

③ 本人確認書類

- ・届出受領証明書（A4版）の再交付の場合は、お二人の本人確認書類が必要
- ・届出受領証明書携帯用カードの再交付の場合は、再交付を要する方の本人確認書類の提出が必要

- 個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。(有効期間内のものに限る。)
- 上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し(届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上)の提出が必要です。
(※6ページの「④本人確認書類」を参照してください。)
- 対面の場合、本人確認書類の原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

(3) 届出受領証等の返還

- ・この手続きは、電子申請は利用できません。
- ・「新潟県パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届」(様式第11号)の提出とともに、届出受領証等の原本を、郵送又は持参により返還していただきます。

- 以下に該当する場合は、届出受領証等の返還が必要です。
 - ① パートナーシップ関係が解消されたとき。
 - ② 届出をすることができる方の要件(参照:2ページ)を満たさなくなったとき。
 - ③ 双方が県内に住所を有しなくなったとき(届出者が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除く)。
 - ④ いずれか一方が死亡したとき。
 - ⑤ 双方が届出受領証等の廃棄を希望するとき。
 - ⑥ 紛失等の理由により返還できなかった再交付前の届出受領証等を発見したとき

(必要書類等)

① 新潟県パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届
(様式第11号)

② 届出受領証明書及び携帯用カード

- 紛失等で返還できない場合を除き、届出受領証等を返還してください。
- 再交付後、紛失した証明書等を発見した場合は、速やかに担当課にご連絡の上、指示に従って返還してください。

(4) パートナーが亡くなられた後、届出の事実証明が必要な場合

- 万一、パートナーが亡くなった場合にも届出受領証等の返還が必要です。上記「(3) 届出受領証等の返還」の手続き（参照：24ページ）をお願いします。
- パートナーが亡くなられて届出受領証等を返還した後に、お二人がパートナーシップの届出をしていた事実を証明する必要がある場合は、以下の手続きにより「新潟県パートナーシップ届出受領事実証明書」（様式第12号）の交付を受けることが可能です。（返還の手続きと同時でも可能です。）

（必要書類等）

①	新潟県パートナーシップ届出受領事実証明書交付申請書 （様式第13号）
---	---

②	本人確認書類
---	---------------

- 「(3) 届出受領証等の返還」の手続き（参照：24ページ）と同時に行う場合、提出不要です。ただし、転居による住所変更など、届出事項に変更が生じる場合は、本人確認書類の提出が必要となります。
- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。（有効期間内のものに限る）
- 上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上）の提出が必要です。
（※6ページの「④本人確認書類」を参照してください。）
- 対面の場合、本人確認書類の原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

③	本人の顔写真
---	---------------

- 「(3) 届出受領証等の返還」の手続き（参照：24ページ）と同時に行う場合、提出不要です。ただし、転居による住所変更など、届出事項に変更が生じる場合は、本人確認書類の提出が必要となります。
- 本人確認書類との突合に使用します。（※持参して届け出る場合は不要です。）
- 上記②の本人確認書類とは別の届出者本人の顔写真としてください。
- 3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、

カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明に分かるものをご提出してください。(ご自身で撮影・印刷された写真でも結構です。)

(5) 届出が無効となる場合

- 次のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効とします。
 - ① 届出の内容に虚偽があったとき。
 - ② 届出者が届出受領証等を不正に使用又は改ざんしたとき。
- 届出が無効とされた場合は、届出者は遅滞なく届出受領証等を返還しなければなりません。

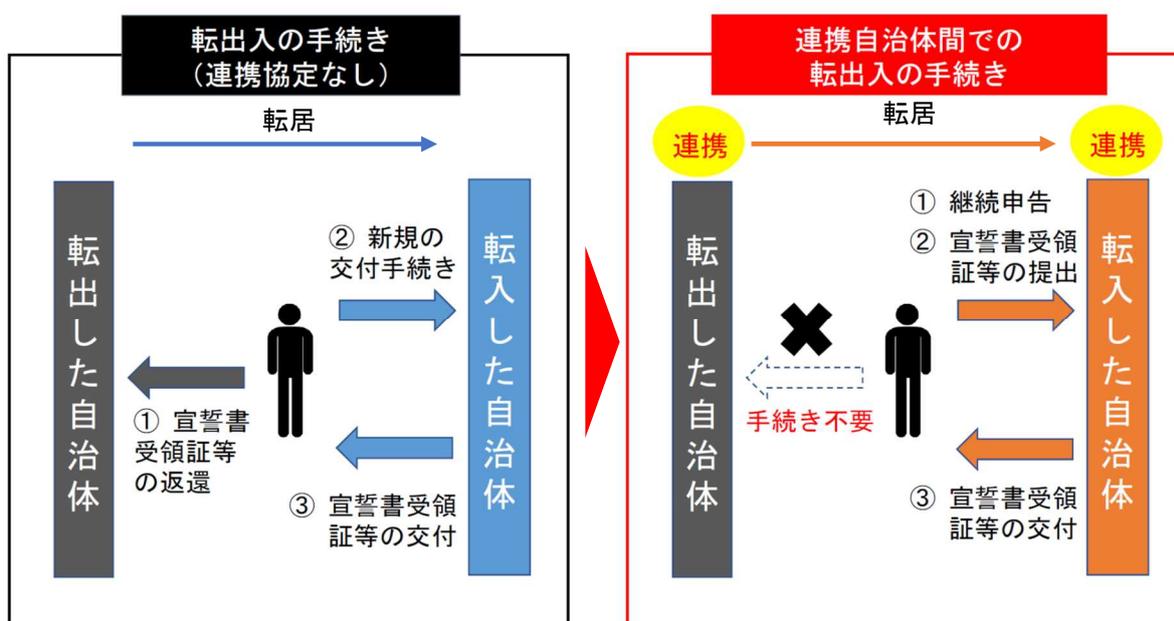
8 自治体間連携ネットワーク加入自治体との転出入

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体（以下、「連携自治体」という。）間で転出入し、引き続き、パートナーシップ関係を継続する場合、新たに転入した自治体でのパートナーシップ制度の手続きや提出書類の一部を簡略化できます。

なお、連携自治体については、ホームページでご確認ください。

パートナーシップ制度自治体間連携について（新潟県ホームページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/partnership-network.html>



(1) 新潟県から連携自治体へ転出する場合

- 転入地の連携自治体において、継続申告の手続きをすることで、本県への届出受領証等の返還や、現に婚姻をしていないことを確認する書類（独身証明書等）の提出が不要になります。
- 手続きや必要書類等の詳細は、転入地の自治体にお問い合わせください。

(2) 連携自治体から新潟県へ転入する場合

- 転出地である連携自治体から交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等をお持ちの方が、新潟県へ転入し、パートナーシップ関係を継続する場合、継続申告の手続きを行うことにより、新潟県のパートナーシップ届出受領証等を交付します。
- 継続申告することで、転出地の自治体への宣誓書受領証等の返還手続きが不要になります。また、継続申告にあたり、現に婚姻をしていないことを確認する書類（独身証明書等）の提出が不要になります。
- なお、新潟県から転出地の連携自治体に対して、継続申告があったこと及び宣誓書受領証等の提出があったことをお伝えします。

○ 必要書類は次のとおりです。

- (1) パートナーシップ制度に係る継続申告書（第14号様式）
- (2) 連携自治体（転出地の自治体）で交付されたパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等の原本（お二人分）
- (3) 住所の異動を証明する書類（お二人分）
- (4) 本人確認書類の写し（お二人分）
- (5) 届出受領証等に通称名の記載を希望する場合や、生計同一の三親等内の親族の氏名等を記載することを希望する場合は、別途手続きが必要です。お問い合わせください。

○ 提出方法

- ・上記の必要書類を、郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。
- ・「5 届出の方法（新規届出）」の(2) 郵送の場合、又は(3) 持参の場合と同様の手順で提出してください。（参照：14 ページ）

※転出地の連携自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等の原本の提出が必要ですので、電子申請は利用できません。（提出していたいたパートナーシップ宣誓書受領証等は、お返しできません。）

○ 交付される書類（参照：18 ページ）

- ・新潟県パートナーシップ届出受領証明書（様式第5号）
- ・新潟県パートナーシップ届出受領証明書携帯用カード（様式第6号）

9 三親等内の親族による記載の削除の申立て

- パートナーシップ届出受領証等に氏名及び生年月日が記載されている三親等内の親族ご本人が、届出受領証等から当該親族の氏名等を削除することを申し立てることができます。
- この申立ては電子申請、郵送又は持参で行うことができます。
- 申立書を確認し、届出受領証等から申立てをした方の氏名等を削除します。この場合、届出受領証等が交付されているお二人に連絡し、当該親族等の氏名等が削除された新たな届出受領証等を交付します。

(必要書類)

① パートナーシップ届出受領証等に係る申立書（様式第8号）

② 本人確認書類

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券又は運転免許証がある場合は、いずれかの写しを提出してください。（有効期間内のものに限る）
- 上記の書類がない場合は、官公署が発行した免許証などの写し（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1点、顔写真のないものは2点以上）の提出が必要です。
（※6ページの「④本人確認書類」を参照してください。）
- 対面の場合、本人確認書類の原本をお持ちください。確認後、返却いたします。

10 Q & A

Q 1 新潟県パートナーシップ制度と婚姻とは、どう違うのですか。

A 1 婚姻は民法等に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、新潟県パートナーシップ制度を利用したことにより、こうした法律上の権利や義務が生じることはありません。

Q 2 法的な効果が生じないのにパートナーシップ制度を導入するのはなぜですか。

A 2 人生のパートナーとして歩む性的マイノリティのお二人の生活上の困りごとを軽減するなど、当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるため導入するものです。制度の導入も一つのきっかけとして、社会全体で多様性を尊重する環境づくりにもつながることが大切だと考えています。

Q 3 届出できるのは戸籍上の性別が同性の二人だけですか。

A 3 制度の利用にあたり戸籍上の性別は問いません。戸籍上の性別が異性のお二人であっても、一方又は双方が性的マイノリティの方で、他の届出要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q 4 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A 4 いずれか一方が県内に住所を有すること（転入予定を含む）を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、お二人が同居していなくても届出することができます。

Q 5 転入予定者でも届出できるのはどうしてですか。

A 5 入居する住宅の準備に期間を要する場合等が想定されるからです（転入前に住宅を賃貸する場合、新築のために住宅ローンを申込む場合など）。このような場合には、「転入予定者受付票」を交付します。

Q 6 養子縁組をしている二人でも届出できますか。

A 6 届出しようとしているお二人がパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q7 男女の事実婚の二人は届出することができますか。

A7 性に関する多様性を多くの人々が認識し、理解を深めるとともに、性的マイノリティのお二人の生活上の困りごとを軽減するなど、当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるため導入するものであるため、事実婚のお二人は対象としていません。

Q8 外国籍でも届出はできますか。

A8 外国籍の方も、いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内へ転入を予定している方であれば届出できます。外国籍の方は、住民票の写し（国内に居住している場合）の他、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q9 外国で同性婚をしている二人でも届出はできますか。

A9 同性婚が法制化されている国で同性婚をされているお二人や、外国で法制化されたパートナーシップ制度を利用されているお二人も、他の要件を満たす場合、届け出ることができます。

Q10 通称名を使用できますか。

A10 性別不合などの事情により、社会生活上で、日常的に通称名を使用しているときは、本制度においても通称名を使用することができます。社会生活においてその通称名を使用していることが分かる書類により確認します。（参照：7ページ）
なお、通称名を使用する場合は、届出受領証等の表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q11 住所地の市町村にパートナーシップ制度がありますが、新潟県パートナーシップ制度を利用することはできますか。

A11 できます。

なお、すでに県内市町村からパートナーシップ証明書等の交付を受けている方が、市町村が交付した宣誓証明書等の写しを提出することにより、一部の添付書類を省略することができます。詳しくは、8ページの「(4) 県内市町村で交付された証明書等を利用する届出」を参照してください。

Q12 事前予約、持参による届出ができるのは平日のみですか。

A12 事前予約、持参による届出、電話対応や対面での手続きは、県庁の開庁日（祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日まで）の、午前9時から午後4時までの間に対応させていただきます。

Q13 他の人に代理で届出してもらうことはできますか。

A13 他の方が代理で手続きを行うことはできません。

なお、届出書等の書類の記入について、本人が自署できない場合には、他の方が代筆することが可能です。

Q14 届出受領証等に有効期限はありますか。

A14 ありません。

なお、記載事項に変更等がある場合、速やかに届け出てください。

Q15 届出受領証等を提示した先から県に確認の問い合わせがあった場合、県はどのように対応するのですか。

A15 その際は、新潟県パートナーシップ制度の趣旨を説明し、制度へのご協力とご理解を求めます。

ただし、アウティング^(※)被害等を防止するため、市町村や事業者等から、届出者について届出の有無などの問い合わせを受けても、県は届出者の個人情報に関する一切の情報をお答えしません。

(※) 本人から了解を得ず、秘密を言い広めること

Q16 プライバシーは守られますか。

A16 届出者のプライバシーを確保するため、原則として、県庁における書類の受付や本人確認については個室スペースで行います。

また、担当する県職員が手続きに当たりますが、届出者の個人情報については、地方公務員法上の守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。

Q17 県外に転出する場合、届出受領証等を返還する必要がありますか。

A17 お二人とも県外に転出する場合は、パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届とともに届出受領証等を返還してください。(参照：24ページ)

ただし、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。

また、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体へ転出し、継続申告の必要書類として届出受領証等を転入地の自治体へ提出する場合は、返還は不要です。(参照：27ページ)

Q18 パートナーシップを解消した場合、届出受領証等を返還する必要がありますか。

A18 パートナーシップ届出受領証等返還届とともに届出受領証等を返還してください。(参照：24ページ)

Q19 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を証明するものが何もありません。届出受領証等を返還しないことはできますか。

A19 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん届出受領証等は返還していただく必要があります。

しかしながら、残されたパートナーの方が希望する場合、お二人がパートナーシップの届出をしていた期間があることを証明する「新潟県パートナーシップ届出受領事実証明書」を交付することが可能です。(参照：25ページ)

Q20 なりすまし等により悪用されませんか。

A20 県が届出を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。

万一、届出の要件に該当しないことが判明した場合は、当該届出を無効とし、届出受領証等の返還を求めます。

Q21 届出受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A21 できません。本制度による証明は、お二人がパートナーシップの関係にあることを届出した事実を証明するものです。

11 改訂履歴

令和6年9月2日

初版発行

令和6年11月1日

- ・「8 自治体間連携ネットワーク加入自治体との転出入」の追加
- ・字句の訂正

発行 新潟県知事政策局政策企画課
男女平等・共同参画推進室
問合せ先 電話：025-280-5787
ngt000160@pref.niigata.lg.jp

